（肥料取締法施行規則の一部改正）

第三条　肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第八号の三まで、別記様式第十一号の二、別記様式第十二号、別記様式第十四号及び別記様式第十五号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十六号及び別記様式第十六号の二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十六号の三から別記様式第十九号まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（植物防疫法施行規則等の一部改正）

第四条　次に掲げる省令の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一　植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）第一号様式、第二十五号様式から第二十七号様式まで、第二十九号様式から第三十一号様式まで、第三十三号様式、第三十四号様式及び第三十六号様式

二　農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十四年農林水産省令第九号）別記様式

（漁船法施行規則の一部改正）

第五条　漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第七項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第五号の二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十五号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十六号から別記様式第十八号まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（漁船検査規則の一部改正）

第六条　漁船検査規則（昭和二十五年農林省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第三号中「日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ａ六〇〇六号」を「日本産業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ａ六〇〇五号」に改め、「の三十五キログラム品」を削る。

第十九条の三第三号の表備考中「ＪＩＳＡ九五〇七号の」を削る。

第二十一条第一号の表中「鍛鋼品三種」を「鍛鋼品ＳＦ四四〇Ａ」に、「鋳鉄品三種」を「鋳鉄品ＦＣ二〇〇」に、「ＪＩＳＧ四二〇一号」を「ＪＩＳＧ四〇五一号」に、「凝縮機」を「凝縮器」に、「ＪＩＳＧ三四二一号の一般用鋼管」を「ＪＩＳＧ三四五二号の配管用炭素鋼鋼管」に、「ＪＩＳＧ三四二七号のガス管」を「ＪＩＳＨ三一〇〇号」に改め、同表備考中「ＪＩＳＨ三一〇一号」を「ＪＩＳＨ三三〇〇号」に改める。

第二十二条中「ＪＩＳＧ三四二一号の一般用鋼管」を「ＪＩＳＧ三四五二号の配管用炭素鋼鋼管」に改める。

（家畜伝染病予防法施行規則の一部改正）

第七条　家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の二第八号及び第十号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第二十号から別記様式第二十一号の四まで、別記様式第二十三号、別記様式第二十四号、別記様式第二十九号から別記様式第三十一号まで、別記様式第三十三号から別記様式第四十一号まで、別記様式第四十五号から別記様式第四十七号まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百六十二条第十一項の規定による立入検査証の様式を定める省令の一部改正）

第八条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百六十二条第十一項の規定による立入検査証の様式を定める省令（昭和五十四年農林水産省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百六十二条第十一項の規定による立入検査証の様式を定める省令

本則の様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第九条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二十二条の二十八中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別紙様式第一号㈠、別紙様式第一号㈡及び別紙様式第六号㈠から別紙様式第十一号まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「第17条」を「第14条」に改め、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第十一条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第四十条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別紙様式第十号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（食品表示法第八条第二項及び第九条第一項の規定による立入検査及び質問並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第五条第三項、第四項及び第七項の規定による都道府県知事又は指定都市の長の報告に関する省令の一部改正）

第十二条　食品表示法第八条第二項及び第九条第一項の規定による立入検査及び質問並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第五条第三項、第四項及び第七項の規定による都道府県知事又は指定都市の長の報告に関する省令（平成二十七年農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「・日本工業規格」を「・日本産業規格」に改める。

（卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第十三条　卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成三十年農林水産省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、卸売市場法施行規則別記様式第一号から別記様式第三号までの改正規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同令別記様式第三号の次に四様式を加える改正規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。